おくやみハンドブック

霧島市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

霧島市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。 このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

霧島市役所 ☎0995-45-5111 (代表)

事前準備について

霧島市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。 まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。



持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について



相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、霧島市役所へお越しください。

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」も活用ください。

https://www.okuyaminavi.net/municipalities/46218



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ 来庁される方の本人確認書類(下記「本人確認書類について」参照)
- □ 認印(※相続人代表及び喪主)
- □ 預貯金通帳、銀行届出印(※相続人代表及び喪主、年金請求者)
- ※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- □ 基礎年金番号が記載されているもの(年金手帳及び年金証書)
- □ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)
 - ※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(葬祭の領収書、会葬礼状など)
- □ 介護保険被保険者証
- □ 医療費助成受給資格証
- □ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

□ 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、 医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (42 ページ参照)	
以内		○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 _	— (45 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (46 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (45 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (46 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

霧島市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、 ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助と なれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	\checkmark	該当事項	詳細ページ	
12-		マイナンバーカードを持っていた	P.7	
住民登録		住民基本台帳カードを持っていた	1.7	
		印鑑登録をしていた	P.8	
	□ 国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶 者がいる		P.9	
		国民年金に加入していたことがある	F.9	
		厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた	P.10	
年金		国民年金に加入または受給していた	1.10	
金		年金を受給していた	P.11	
		障害者扶養共済制度に加入していた	1.11	
		農業者年金を受給していた	P.12	
		後期高齢者医療被保険者証を持っていた	P.13	
保		国民健康保険被保険者証を持っていた	P.14 P.15	
険		限度額適用認定証 (または限度額適用・標準負担額減額認定証) を持っていた	P.16	
		特定疾病療養受療証を持っていた	1.10	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	\checkmark	該当事項	詳細ページ
介護保		65歳以上または介護認定を受けていた	P.17
保険		高額介護サービス費等の支給を受けていた	1.17
		18歳に到達後最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害のある児童がいる	P.18
		子どもが保育園に入所している	P.19
		児童手当を受給していた	1.15
子ども		児童扶養手当を受給していた	P.20
		特別児童扶養手当を受給していた	P.21
		ひとり親家庭医療費助成の受給資格を持っていた	P.22
		子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた	1,22
		身体障害者手帳を持っていた	P.23
		療育手帳を持っていた	
垣		精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.24
福祉(障		特別障害者手当を受給していた	
(障がい)		障害児福祉手当を受給していた	P.25
		重度心身障害者医療費助成を受給していた	1.25
		自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた	P.26
		障害者扶養共済制度に加入・受給していた	1.20

区分	\checkmark	該当事項	詳細ページ
税金		市県民税・森林環境税、国民健康保険税が課税されていた	P.27
		原付バイクを持っていた	1.27
		126~250ccのバイク (軽二輪) を持っていた	n 20
		250cc超のバイク (小型二輪) を持っていた	P.28
		小型特殊自動車を持っていた	p 2Q
		普通自動車を持っていた	P.29
		軽自動車を持っていた	P.30
		固定資産を持っていた	1.50
		土地・登記家屋がある	P.31
		共有固定資産の代表になっていた	P.32
		税金の納付が済んでいない	P.33
		税金等を口座振替で市に納めていた	P.33
保介 険護 料		65歳以上の方	P.34
その他		上下水道を使用していた	P.35
		市営住宅に住んでいた	P.36
ペット		犬を飼っていた	P.37

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期限
所有者が亡くなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
V=4.4	99. A L . L . L
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類(ご遺族のもの)	市民課
□ マイナンバーカード	2 0995-64-0901
	市民課窓口グループ

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期限
カード所有者が亡くなった場合、カードは自動的に廃止となります。 この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
□ 本人確認書類(ご遺族のもの) □ 住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0995-64-0901 市民課窓ログループ



印鑑登録をしていた

印鑑登録証(カード)の返却または破棄

手続き詳細	期限
亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日を もって失効します。 同時に、印鑑登録証 (カード) は無効となりますので、返却または破棄し	なし
てください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 (ご遺族のもの) □ 印鑑登録証 (カード)	市民課 ☎ 0995-64-0901 市民課窓口グループ
MEMO	

2. 年金に関する手続



国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなった場合、その方 によって生計維持されていた所定の条件を満たす子どもを持つ配	死亡から5年以内
偶者や、お子さんが受け取れます。	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 (ご遺族のもの)□ マイナンバー確認書類 (ご遺族のものも含む)□ 戸籍謄本□ 死亡診断書□ 普通預金通帳 (ご遺族のもの)□ 年金手帳 (ご遺族のもの含む)	保険年金課または 請求者のお近くの年金事務所



国民年金に加入していたことがある

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期限
亡くなられた方が、国民年金被保険者になったことがあり、死亡 日の前日までに36ヶ月以上納付があるとき、生計同一関係がある	死亡から2年以内
遺族が受け取ることができます。なお、亡くなられた方が老齢基	手続き可能な人
礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求 することはできません。	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 (ご遺族のもの) □ マイナンバー確認書類 (ご遺族のもの) □ 戸籍謄本(亡くなられた方との関係が分かるもの) □ 普通預金通帳 (ご遺族のもの) □ 年金手帳 (ご遺族のものも含む)	保険年金課または 請求者のお近くの年金事務所 つ 0995-45-5111 内線(1861・1862) 保険年金課国民年金グループ



厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなった場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日か ら5年
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
年金事務所へご確認ください。	年金事務所 ☎ 0995-62-3511 ナビダイヤル1→2 加治木年金事務所



国民年金に加入または受給していた

年金の受給権者死亡届 手続き

手続き詳細	期限
年金を受給している方が亡くなった場合、年金の受給権者死亡届 を年金事務所に提出する必要があります。	死亡から 5 年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 (ご遺族のもの)□ 戸籍謄本か死亡診断書のいずれか□ 年金証書	年金事務所 ☎ 0995-62-3511 ナビダイヤル1→2 加治木年金事務所

2. 年金に関する手続

年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、 ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡 くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な 手続きの確認をしてください。

年金を受給している方が亡くなった場合、未支給年金として、その方 と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求するこ とができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金 を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。

※各年金制度によって手続きが異なります。

お問い合わせください。

三親等内のご遺族

必要なもの

- □ 本人確認書類(ご遺族のもの)
- □ マイナンバー確認書類(ご遺族のもの)
- □ 普通預金通帳(ご遺族のもの)
- □ 戸籍謄本(亡くなられた方との関係がわかるもの)
- 共済年金のみの方は共済組合へご確認ください。
- ※老齢厚生年金、老齢基礎年金を受給していた場合、市で手 続きできる場合もあるのでおたずねください。

問い合わせ先

各共済組合 または 保険年金課 または 請求者のお近くの年金事務所 **2** 0995-45-5111 内線(1861・1862)

保険年金課国民年金グループ

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月 一定の掛金を納めていた場合(障がい者扶養共済制度)、保護者 に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方 に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。

お問い合わせください。

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

お問い合わせください。

問い合わせ先

長寿・障害福祉課 **2** 0995-45-5111

内線(2122)

長寿・障害福祉課障害福祉グループ



大であり結婚してから10年以上たっている

寡婦年金の請求

手続き詳細	期限
寡婦年金は、120ヶ月以上の国民年金保険料の納付がある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができるもの	死亡から 5 年以内
です。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取った	手続き可能な人
ことがある場合は、請求することはできません。	継続した婚姻期間が10年以上 ある妻
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 (ご遺族のもの)□ マイナンバー確認書類 (ご遺族のもの)□ 戸籍謄本□ 通帳など口座番号が分かるもの (ご遺族のもの)□ 年金手帳 (ご遺族のものも含む)	保険年金課



農業者年金を受給していた

農業者年金死亡関係届出書の提出 手続き

期限
10日以内
手続き可能な人
ご遺族
問い合わせ先
農業委員会事務局

保険に関する手続き



後期高齢者医療被保険者証を持っていた

手続き 1 後期高齢者医療被保険者証の返却

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなった場合、市役所または行政センターの窓口で 返却していただくか、個人情報に留意し、各自処分していただきま すようお願いします。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□後期高齢者医療被保険者証	保険年金課 ☎ 0995-45-5111 内線(1881・1882) 保険年金課 後期高齢者医療グループ

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなった場合、葬祭執行者(喪主)に対して葬祭費 2万円が支給される制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
□ 通帳など口座番号が分かるもの(喪主のもの) □ 会葬礼状又は葬祭領収書 ※喪主以外に振り込む場合には委任状が必要です。	保険年金課 公 0995-45-5111 内線(1881・1882) 保険年金課 後期高齢者医療グループ



国民健康保険被保険者証を持っていた

手続き 1 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなった場合、葬祭執行者 (喪主) に対して葬祭費2 万円が支給される制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなった方の保険証 (すでに返却済みであれば不要) □ 葬祭執行者 (喪主) の氏名が確認できる書類 (会葬礼状、葬祭領収書等) □ 通帳など口座番号が分かるもの (喪主のもの) ※喪主以外に振り込む場合には委任状が必要です。	保険年金課 ② 0995-45-5111 内線(1871~1873) 保険年金課 国民健康保険グループ

手続き② 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 国民健康保険被保険者証	保険年金課 な 0995-45-5111 内線(1871~1873) 保険年金課 国民健康保険グループ

保険に関する手続き



国民健康保険被保険者証を持っていた

手続き 3 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 (ご遺族のもの)□ 国民健康保険被保険者証 (世帯全員分)	保険年金課
MEMO	



限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた

限度額適用認定証等の返却

手続き詳細	期限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用 認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が	なし
亡くなった場合には、認定証を返還していただく必要があります。	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 限度額適用認定証または 限度額適用・標準負担額減額認定証	保険年金課 ② 0995-45-5111 内線(1871~1873) 国民健康保険グループ 内線(1881・1882) 後期高齢者医療グループ



特定疾病療養受療証を持っていた

特定疾病療養受療証の返却 手続き

手続き詳細	期限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなった場合には、受療証を返却して	なし
いただく必要があります。	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□特定疾病療養受療証	保険年金課 ② 0995-45-5111 内線(1871~1873) 国民健康保険グループ 内線(1881・1882) 後期高齢者医療グループ

4. 介護保険に関する手続



65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 介護保険被保険者証等の返却

手続き詳細	期限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について返却していただく 必要があります。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額 認定証を交付されていた場合もあわせて返却していただく必要が	速やかに
あります。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証 □ 介護保険負担限度額認定証	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0995 長寿・障害福祉課 介護保険グループ



高額介護サービス費等の支給を受けていた

高額介護サービス費等の相続人代表者届 手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が、高額介護サービス等に該当した場合に相続人 代表者届を提出していただく必要があります。	サービス利用月の翌月から2年
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人代表者の振込先口座の通帳等	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 な 0995-64-0995 長寿・障害福祉課 介護保険グループ

5. 子どもに関する手続



18歳に到達後最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上 の障害のある児童がいる

手続き 1 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細 配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育し 申請を受け付けた翌月分から ている児童が満18歳までの年度末(障がい児は20歳未満)の場 の手当が発生します 合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、 遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部 手続き可能な人 停止となる可能性があります。 ご遺族 必要なもの 問い合わせ先 □ マイナンバー確認書類(ご遺族のもの) 子育て支援課 **2** 0995-64-0735 □戸籍謄本 子育て支援課 □ 口座番号確認書類(ご遺族のもの) 子ども・子育てグループ

手続き
 ② ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで(障がい児は20歳未満)の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得	申請を受け付けた日以降の医 療が対象になります
が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ マイナンバー確認書類 (申請者のもの) □ 戸籍謄本 □ 口座番号確認書類 (ご遺族のもの) □ 健康保険証 (申請者と子ども双方のもの)	子育て支援課 ☎ 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ

5. 子どもに関する手続

子どもが保育園に入所している

手続き 保育所等の手続き

手続き詳細	期限
保育所・保育園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更が あった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 (ご遺族のもの) □ 印鑑 (ご遺族のもの) □ マイナンバー確認書類 (ご遺族のもの)	子育て支援課 な 0995-64-0991 子育て支援課 保育・幼稚園グループ

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期限
児童手当の受給者が死亡した場合、今後児童を養育する方が新た な受給者として申請することができます。 ただし、 新しい受給者が 公務員の場合は、 職場での申請となります。 未払いの手当がある場	死亡から15日以内
合は請求書を出していただき、児童名義の口座に振り込みます。	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
□ 口座番号確認書類 (申請者及び児童のもの)□ 健康保険被保険者証 (申請者のもの)	子育て支援課 ② 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ



児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期。限
児童扶養手当の受給者が死亡した場合、資格喪失の手続きが必要です。また、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することが出来ます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	なし ※新たに申請する場合は申請 を受け付けた翌月分からの 手当が発生します 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 口座番号確認書類 (ご遺族のもの) □ 児童扶養手当証書	子育て支援課
MEMO	

5. 子どもに関する手続

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求が必要です。今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。	速やかに ※新たに申請する場合は申請 を受け付けた翌月分からの 手当が発生します
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 (申請者のもの)□ 戸籍謄本□ 口座番号確認書類 (申請者及び児童のもの)	子育て支援課 ② 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ

【児童が亡くなられた場合】

特別児童扶養手当の資格喪失等の手続き 手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、 死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手 当の対象児童がいる場合は金額改定の手続となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 (ご遺族のもの)□ 特別児童扶養手当証書	子育て支援課 ☎ 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ



ひとり親家庭医療費助成の受給資格を持っていた

ひとり親家庭医療費助成の資格喪失届

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費助成の受給資格を持っていた方が亡くなった場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ひとり親家庭医療費受給資格者証	子育て支援課 ② 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ



子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた

子ども医療費助成金受給資格者証の返却 手続き

手続き詳細	期限
子ども医療費助成金受給資格者証を交付していた児童が亡く なった場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効とな りますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 (ご遺族のもの)□ 子ども医療費助成金受給資格者証	子育て支援課 ☎ 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ

6. 福祉(障がい)に関する手続

身体障害者手帳を持っていた

手続き身体障害者手帳の返却

手続き詳細	期限
亡くなった方の身体障害者手帳について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 身体障害者手帳	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ

寮育手帳を持っていた

療育手帳の返却 手続き

手続き詳細	期限
亡くなった方の療育手帳について、市役所の窓口で返却していた だく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 療育手帳	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ



精神障害者保健福祉手帳を持っていた

精神障害者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期限
亡くなった方の精神障害者保健福祉手帳について、市役所の窓口 で返却していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□精神障害者保健福祉手帳	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 な 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ



特別障害者手当を受給していた

特別障害者手当の受給資格者の死亡届・未支給手当請求書 手続き

手続き詳細	期限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑(ご遺族のもの)	長寿・障害福祉課または
□ 口座番号確認書類(ご遺族のもの)	各支所市民生活課
	2 0995-64-0855
	長寿・障害福祉課
	障害福祉グループ

6. 福祉(障がい)に関する手続

障害児福祉手当を受給していた

障害児福祉手当の受給資格者の死亡届・未支給手当請求書

手続き詳細	期限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 (ご遺族のもの) □ 口座番号確認書類 (ご遺族のもの)	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 公 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ



重度心身障害者医療費助成を受給していた

重度心身障害者医療費助成受給資格証の返却 手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未申請分の医療費があれば申請の手続が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 重度心身障害者医療費助成受給資格証□ 口座番号確認書類 (ご遺族のもの)	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 な 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ



自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた

自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返却

手続き詳細	期限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死 亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却	速やかに
してください。	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 自立支援医療受給者証	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 な 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ



障害者扶養共済制度に加入・受給していた

障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求 手続き

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡く なった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑(ご遺族のもの)	長寿・障害福祉課または
□住民票	各支所市民生活課
□ 障害者扶養共済制度年金証書	☎ 0995-64-0855
□ 口座番号確認書類(ご遺族のもの)	長寿・障害福祉課
	障害福祉グループ

7. 税金に関する手続



市県民税・森林環境税、国民健康保険税が課税されていた

相続人代表者指定届の提出

手続き詳細 相続開始を知った日から 亡くなられた方に市県民税・森林環境税、国民健康保険税が課税されて いる場合、市県民税・森林環境税、国民健康保険税の納税通知書や還付 3 カ月以内 に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 ※郵送で相続人代表者指 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者 定届が届いた方は約2 指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 週間以内 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相 手続き可能な人 続人代表者を指定することがあります。 相続人代表者 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家 庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が 必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての 方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。 必要なもの 問い合わせ先 □ 相続人代表者となる方の本人確認書類 税務課 **2** 0995-64-0884

税務課市民税グループ

手続き詳細

原付バイクを持っていた

原付バイクの廃車手続き 手続き

原付バイクの所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 (ご遺族のもの)□ 標識交付証明書□ 原付バイクのナンバープレート	税務課



126~250ccのバイク(軽二輪)を持っていた

手続き 軽二輪の廃車手続き

手続き詳細	期限
排気量126~250ccのバイク(軽二輪)の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご相談ください。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
運輸支局にご確認ください	都道府県運輸支局 ☎ 050-5540-2089 →入力後 037 鹿児島運輸支局



250cc超のバイク(小型二輪)を持っていた

手続き 小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期限
排気量250cc超のバイク (小型二輪) の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご相談ください。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
運輸支局にご確認ください	都道府県運輸支局 ☎ 050-5540-2089 →入力後 037 鹿児島運輸支局

7. 税金に関する手続

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期限
小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類(ご遺族のもの)□ 標識交付証明書□ 小型特殊自動車のナンバープレート	税務課



普通自動車を持っていた

普通自動車の名義変更手続き(相続) 手続き

手続き詳細	期限
普通自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更また は廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご相談ください。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
運輸支局にご確認ください	都道府県運輸支局 ☎ 050-5540-2089 →入力後 037 鹿児島運輸支局



軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更手続き(相続)

手続き詳細	期限
軽自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または 廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については軽自動車検査協会にご相談ください。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
軽自動車検査協会にご確認ください	軽自動車検査協会



固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期限
固定資産(土地・家屋・償却資産)の納税義務者が亡くなられた場合、 その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしてい ただく方を相続人の中から指定する届出です。 ※所有権移転登記がお済みでない方は、別途法務局でのお手続きをお 願いします。 ※未登記家屋の所有者が亡くなられた場合、「未登記家屋所有者変更 届」をご提出ください。	相続開始を知った日から 3カ月以内
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
原則不要 ※資産や課税の状況を確認される場合は本人確認書類(相続人の もの)及び相続関係の分かるもの	税務課または 各総合支所地域振興課 (隼人を除く) ☎ 0995-64-0885 税務課固定資産税グループ

7. 税金に関する手続



土地・登記家屋がある

手続き不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法 務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によっ て提出書類や手続きの流れが異なります。	相続人であることを知った日 から3年以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
法務局へご確認ください。	管轄の法務局 ☎ 0995-45-0064 →入力後 2 鹿児島地方法務局 霧島支局



共有固定資産の代表になっていた

手続き 1 固定資産税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期限
固定資産の所有者が亡くなった場合、相続を受ける人のうち1名 を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された 相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効と	相続開始を知った日から3カ 月以内
なります。	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課または 各総合支所地域振興課 (隼人を除く) ☎ 0995-64-0885 税務課固定資産税グループ

手続き 2 固定資産の共有代表者の変更の手続

手続き詳細	期限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、 変更の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	共有者及び相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 共有固定資産代表者選任 (変更) 届	税務課または 各総合支所地域振興課 (隼人を除く) な 0995-64-0885 税務課固定資産税グループ

7. 税金に関する手続



社会の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方 が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますの で、既に届いている納付書により納付してください。	納付期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 納付書	収納課 ② 0995-64-0892 収納課収納第2・3グループ



手続き詳細

税金等を口座振替で市に納めていた

口座振替停止の手続き 手続き

亡くなられた方名義の口座から、市税等を振り替えていた場合は、振替口座の変更又は停止の手続きが必要です。窓口または電話にて申し出てください。 今後の口座振替の取り扱いや、必要な手続きをご案内します。	速やかに 手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 (ご遺族のもの)※以下、口座変更の場合必要なもの (金融機関窓口でのお手続きとなります)□ 通帳□ 口座の届出印	収納課 な 0995-64-0892 収納課収納第1グループ

8. 介護保険料に関する手続



手続き詳細

65歳以上の方

手続き送付先変更届の提出

介護保険料の納入通知書や還付に関する書類は相続人の代表者に送 相続開始を知った日から 付させていただくことになります。 3 カ月以内 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者 ※郵送で相続人代表者指 指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 定届が届いた方は約2 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相 週間以内 続人代表者を指定することがあります。 手続き可能な人 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納入義務は承継されません。家 相続人代表者 庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が 必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての 方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。 必要なもの 問い合わせ先 □ 相続人代表者となる方の本人確認書類 税務課 **2** 0995-64-0884 税務課市民税グループ MEMO

9. その他の手続き



上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、使用者の変更手続き

手続き詳細	期限	
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※電話にて手続き可能です。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯 (下水道使用料のみをお支払いの世帯)の方が亡くなられた場合、使用者の変更手続きが必要です。下水道工務課へお問い合わ	速やかに	
	手続き可能な人で親族または同居者	
せください。		
必要なもの	問い合わせ先	
なし	上下水道部お客様センター、 下水道工務課 な 0995-42-3500	
	上下水道部お客様センター	
	☎ 0995-42-1143 下水道工務課	
MEMO		



市営住宅に住んでいた

名義変更または世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建築住宅課または各総合支所市民生活課へお問い合わせください。どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 (1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※ (2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合住宅を明渡す手続き (3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合異動の手続き ※入居承継申請については、承継できない場合があります。承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。 ※同居親族が亡くなった場合にも届出が必要となります。	速やかに 手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	建築住宅課または 各総合支所市民生活課 な 0995-64-0909 建築住宅課 な 0995-45-5111 各総合支所市民生活課
MEMO	

10. ペットに関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

700 元	
	期限
市役所で登録を受けた犬の登録事項(所有者住所、所有者氏名、	犬を取得した日から30日以内
犬の所在地) の変更を届出するものです。	
	手続き可能な人
	新たに所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
	環境衛生課
	☎ 0995-64-0950 ☎ ☆ 毎 毎 電
	環境衛生課環境保全グループ
MEMO	

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書 (社員証など) の 返却	\±12.1/1-	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を 受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入	・速やかに	被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失します ので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する 必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接で確認 ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍 謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票 謄本(本籍・続柄入り)またはマイナンバーカード、 受取人の印鑑、振込先口座番号(当座貯蓄は除く) 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎 年金も支給されます。

備

考

亡くなられた方が個人事業主だった場合

項目

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

期日

個人事業者の死亡届出書事業廃止届出書	速やかに	税務署に提出します。
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	加治木税務署
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書	ТУЛЦИ	25 0995-62-2161
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	
	MEMO	

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

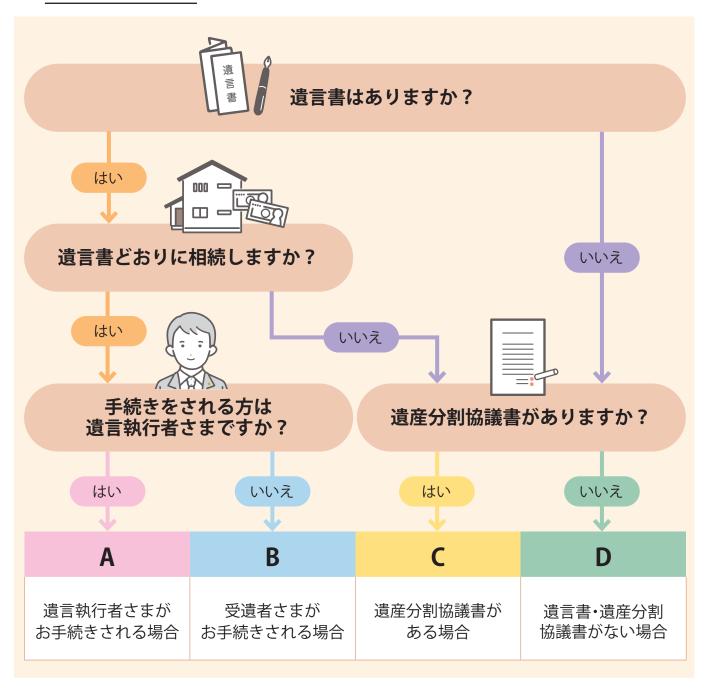
該当事項	\checkmark	主な手続き	問い合わせ先	
運転免許証		返納手続き	霧島警察署 ☎ 0995-47-2110 鹿児島県 交通安全教育センター ☎ 099-266-0111	
恩給を受給していた		総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400	
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証		故人の住所地を管轄する 健康福祉センター (保健 所) へお問い合わせくだ さい。	姶良保健所 ☎ 0995-44-7951	
被爆者健康手帳を持っている				
預貯金口座など		口座凍結解除の手続き	各金融機関	
生命保険など		死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店	
損害保険など		名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店	

該当事項	\checkmark	主な手続き	問い合わせ先			
国税		相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 加治木税務署 ☎ 0995-62-2161			
不動産登記		土地・家屋などの所有者 移転 (相続) 登記など	鹿児島地方法務局霧島支局 ☎ 0995-45-0064 入力後2			
クレジットカード		解約				
固定電話、携帯電話		契約継承、解約				
インターネット			各契約会社			
電気・ガス		· - 名義変更、解約				
ケーブルテレビ		石我友史、				
NHK 受信料			25 0120-15-1515			
なる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと 手続きが進めやすくなります。 						
	••••••					

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出
- ※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

必要書類の準備



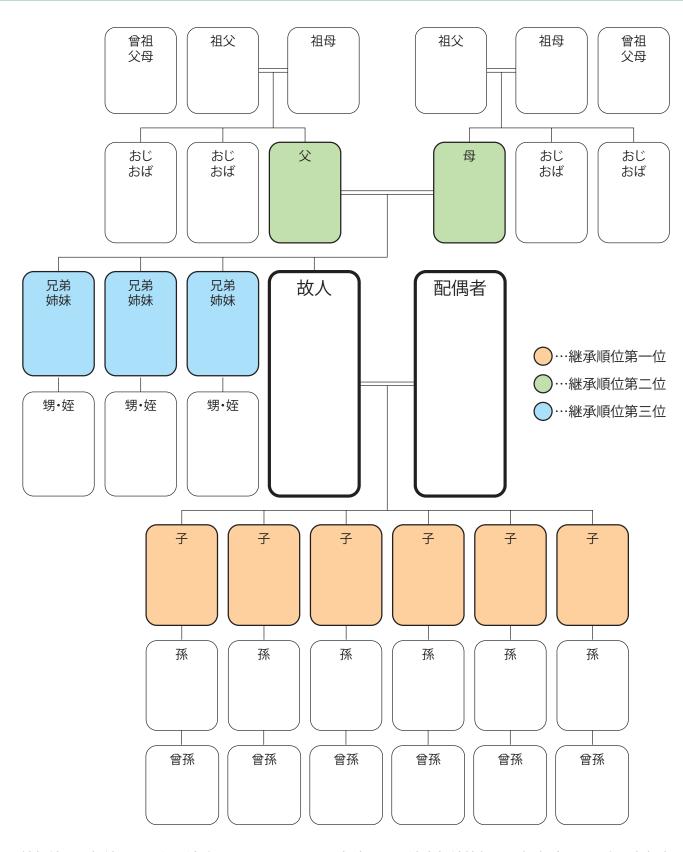
代表的な持ち物

対象者	対象者 必要書類	
全員	全員 被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	A B 遺言書 (原本)	
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
С	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

•••••	 •••••	••••••	

相続に関する手続きチェックリスト					
	項目	期日	備考		
	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から 死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所 の窓口で「相続に使用するため出生から死亡まで の戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得でき ます。		
	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査 してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してくだ さい。		
	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、 「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要と なります。		
	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。		
	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する 必要があります。合意後、金融機関や役所などへ 提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となり ます。		
	相続放棄•限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述 が必要となります。申述書の作成など必要な対応 があるため、家庭裁判所にご確認ください。		

		期日	備考				
	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。				
	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額= 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数				
•••••		\	1EMO				
•••••							
•••••							
•••••							
•••••							
•••••							
•••••		•••••					
•••••							
•••••							
•••••							
•••••							
•••••							
•••••		••••					



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不 動 ··· 産				
産				
	金融機関名	支店名	金額	備考
預				
預 貯 ··· 金				
その	名 称	内容	保管場所など	備考
その他の資産				
產				
借入	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ローン				
ロ ー ン …				
生命	保険会社	種類•内容	受取人	備考
生命保険•損害保険				
損 害 保				
険	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的	₩	1年 次	Ж. ^н ц <u>т</u> вх	MH
公 的 年 金				
個 人 年	名 称	番号・記号など	受給金額	備考
個人年金•企業年金				
· 年 金				
そ の 他				
他				

令和6年 **4**月**1**日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが大きく変わります

相続で不動産取得を知った日から3年以内に申請しなければなりません。正当な理由がなく義務に 反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、 次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ ②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ

登記申請書の作成

法務局 (登記所) 提出書類の作成

ステッフ

登記申請書の提出

法務局(登記所)へ提出

ステップ

登記完了

法務局(登記所)から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- ■早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- ●法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない 不動産についても、登記が義務化されます。
- ●問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します,

法定相続情報証明制度

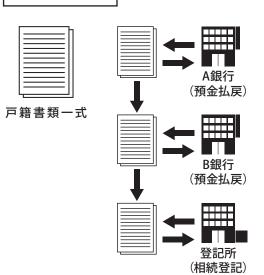
平成29年5月29日から、全国の登記所(法務局)において、 各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

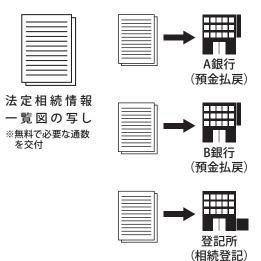
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいく つもある場合にお 勧めです。手続きが 同時に進められ、時 間短縮につながり ます。

制度の概要

①申出(法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して 登記所に申出をします。



②確認•交付(登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、 戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧 図の作成などの手 続きは専門家(※2) に依頼することも可 能です。

(※2) 弁護士、司法書士、 土地家屋調査士、 税理士、社会保険 労務士、弁理士、 海事代理士、行政 書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

 MEMO

委任状

代理人						
住所						
	(方書·部屋	番)				
氏名						
生年月日		年	月	日生		
上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。						
			記			
[委任事項	[]					
令和	年	月	日			
委任者						
住所						
	(方書·部屋	番)				
氏名					ED .	_
生年月日		年	月	日生		_
電話番号		_		_		

(宛先)霧島市長

- ※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。 (例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること
- ※日付を必ず記載してください。
- ※委任者本人が必ず署名してください。

 MEMO

 MEMO





弁護士は、遺産の相続手続など相続に関する一般的な手続だけでなく、お客様の代理人として紛争を解決することも業務の一つとしていますので、紛争解決実務を踏まえた的確な助言が可能です。また、相談の内容によっては、他の相続人との遺産分割の交渉や調停、訴訟等における代理人として紛争解決のための法的手続をお受けすることもできます。

遺産相続手続

遺産分割協議・調停

相 続 放 棄

遺留分侵害額請求

遺言執行

遺言書作成

Aira Kirishima Law Office

^{弁護士法人} 姶良霧島法律事務所

住 所:鹿児島県姶良市加治木町仮屋町 85 番地(裁判所前) H P:https://www.aira-kirishima-law.com/





※当事務所は、鹿児島県弁護士会の会長等を歴任した弁護士野間俊美が、平成14年に現在の事務所所在地に開設した事務所を前身とします。その後、弁護士雨宮敬之も加わり、霧島市・姶良市において業務実績を積み重ねて参りました。現在、霧島市・姶良市に現存する法律事務所の中では最も長い業務実績があります。

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証生前準備パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がいない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで ワンストップでお手伝いします

元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず **高齢者住宅や介護施設へ入居できない**



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、**役所での手続きや** お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の **葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない**



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に 身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・ 契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を 聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた 生前準備パック



専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します!



ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料!

© 0120-982-219

【受付時間】 9:00~17:30(年中無休) ※年末年始を除く

※|身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。 専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。 ※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・ お申し込みフォーム けてもら







843,000 円~ 墓誌、供物台別売



1,107,000 ⊨~ 墓誌、供物台別売



1,335,000 ⊩~ 墓誌、供物台別売



1,257,000 円へ 墓誌、供物台別売



1,607,000 墓誌、供物台別売



1,685,000 ₱⁴ 墓誌、供物台別売



2,247,000 ฅҁ 墓誌、供物台、灯篭別売



3,725,000 ⊨~ 墓誌、供物台、灯篭別売





お仏壇を暮らしの中に

あなたの生活に合わせて「自分スタイル」のご供養へ



古い仏壇・仏具・遺影写真お引き取りいたします

お仏壇の買替え、ご相談 たまわります

墓じまい・海洋葬も おまかせください

各種カード決済対応









仏壇・仏具・神棚、厳選した商品を 多数ご準備してお待ちしています。

≦供養の窓口

供養ギャラリー →

イ ら

天国葬祭隼人みそらホール 2F

60 0120-734029

霧島市隼人町真孝 200 番 2 営業時間: 10:00 ~ 18:00 定休日: なし https://tengokusousai.com/









仏壇引取り

ホームページ





本誌ご持参で、500円のクーポン券贈呈

発 行 霧島市役所

編集/制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2024年1月

